

写

栃賃審発第4号
令和4年8月5日

栃木労働局長
藤浪竜哉 殿

栃木地方最低賃金審議会
会長 太田 正

栃木県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月5日付け栃賃発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

ただし、この金額を提示するに際し、

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組みを求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰に対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡大を強く要望する。

また、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

なお、賃金上昇に伴った扶養控除限度額の増額を要望する。

栃木県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
栃木県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 913円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年10月1日